

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	富士吉田市

富士吉田市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 富士吉田市経済環境部農林課
所在地 山梨県富士吉田市下吉田 6-1-1
電話番号 0555-22-1111
FAX番号 0555-24-2235
メールアドレス norin@city.fujiyoshida.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ・ハクビシン・アライグマ・ツキノワグマ・タヌキ・アナグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	山梨県富士吉田市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	野菜	8千円 1a
	果樹	—
イノシシ	稲	66千円 17a
	いも類	30千円 2a
ニホンジカ	稲	78千円 20a
	豆類	31千円 3a
	野菜	—
ハクビシン	野菜	6千円 1a
	果樹	—
アライグマ	野菜 果樹	—
ツキノワグマ	目撃情報	—
タヌキ	野菜 果樹	—
アナグマ	野菜 果樹	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

①ニホンザル 富士吉田市におけるニホンザルは、吉田個体群・西桂個体群の2群が確
--

認されており、主に市西部の旭・浅間・富士見地区、市北部の上暮地地区を行動圏としていて、被害箇所もほぼそれに重なる。季節を問わず目撃及び農作物被害がある。

近年では、吉田個体群と西桂個体群が重なる富士見地区付近において出没が増加傾向にある。引き続き、官民合同による追払い活動を継続し対応していく。

②イノシシ

市内各所において作物の食害に加え、農地の掘り返しや踏み荒らしによる被害が発生している。また、住宅地への出没が増えているが、出没地域の多くでクリなどの果樹が放置されており、それらに誘引されていると考えられる。また、人慣れして連日のように市街地や観光地に出没するようになった個体も確認された。

③ニホンジカ

これまでは里山の縁辺部に近い農地における被害が中心だったが、近年、これまでなかった市街地へ出没するようになり、一般家庭の庭先や敷地内の小規模な畑にも侵入し、被害地域が拡大している。富士山から市街中心を通る「堀」と呼ばれる河川が市街地への侵入経路のひとつとして考えられ、こういった河川沿いの藪をねぐらとして居着いてしまう。

市街地や車通りが激しい国道や市道沿いへの出没も増加しており、交通事故等による被害も懸念される。

④ハクビシン、タヌキ、アナグマ

年間を通じて農地や住宅地での目撃情報があり、分布地域を拡大させている。農業への食害に加え、人家の屋根裏や物置に住み着く等の生活被害、衛生被害も懸念される。

⑤アライグマ

年間を通じて農地や住宅地での目撃情報があり、分布地域を拡大させている。アライグマによるものとみられる農作物被害状況も確認されており、捕獲頭数も増加傾向にある。特定外来生物であるため、目撃情報に対しては捕獲を徹底して行う。

⑥ツキノワグマ

春から秋に、目撃情報が寄せられる。農業被害や人身被害は無いが、近年では、観光客による目撃情報が多く寄せられ、防災無線を使用した注意喚起や、実施隊及び警察と連携し現地対応をしている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
ニホンザル	8千円 1 a	7.2千円 0.9 a

イノシシ	96千円 19a	86.4千円 17.1a
ニホンジカ	109千円 23a	98.1千円 20.7a
ハクビシン	6千円 1a	5.4千円 0.9a
アライグマ	目撃情報	発見した場合は速やかに捕獲し、被害を最小限に抑える
ツキノワグマ	目撃情報	発見した場合は速やかに捕獲し、被害を最小限に抑える
タヌキ	目撃情報	発見した場合は速やかに捕獲し、被害を最小限に抑える
アナグマ	目撃情報	発見した場合は速やかに捕獲し、被害を最小限に抑える
合計	219千円 44a	197.1千円 39.6a

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>富士五湖猟友会員を隊員とした富士吉田市鳥獣被害対策実施隊を設置。実施隊による捕獲・追い払い活動を実施し、個体数調整及び市街地への侵入を未然に防ぐ。捕獲実績に応じた捕獲報償費の交付。</p> <p>市民からの被害報告に基づき、実施隊及び市職員にて現地を確認し、補助金等を活用してワナを購入し、実施隊により設置等の対応をした。設置後は、実施隊にて定期パトロールを実施。</p> <p>令和6年度よりジビエ加工施設「富士吉田市立富士山ジ</p>	<p>高齢化による猟友会員の減少が懸念事項であり、新規狩猟免許取得者へ助成金を出しているが、捕獲の担い手確保が求められる。</p> <p>特に市街地での鳥獣の出没対応や、ハクビシン等中型鳥獣による被害防止対策にかかる負担が一部の猟友会員や実施隊員に偏りが見られる。</p>

	<p>ビエセンター」を開設し、捕獲鳥獣を資源として活用している。</p>	
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>サルの出没地域に地元住民を構成員としたサル追払い隊を結成している。住民自らが電動エアガンや動物駆逐用煙火による追払いを実施し、迅速かつ効果的な追払いが実施されている。また、獣害対策支援センターにサルの追払いパトロール業務を委託している。</p> <p>農作物被害発生箇所の圃場は自家消費の農家が多く、年々自衛策をとる農家が増えつつある。これを受け、防護柵の設置に対し市から購入費の一部を助成する制度を設けている。また、被害発生箇所が広範囲に及ぶ地域に対して、施工は地元の方々に行ってもらい、防護柵資材の提供を行っている。</p> <p>県補助事業により、寿地区に約1.8kmの鳥獣被害防止電気柵が、松久保地区に約740mの防止柵が設置されており、この電気柵の維持管理を市が業者委託し、効果的な防除効果を上げている。</p>	<p>寿地区の電気柵については、定期的な草狩り等が必要となり、適切な管理に労力を要することから、地域農業者との管理体制の構築が求められる。近年の異常気象により倒木等が多発し、電気柵の維持管理費の増加が課題である。</p> <p>防護柵設置等の自衛策を講じる農家は増えている一方で、他の対策をせずに捕獲ばかりを求めるケースがいまだ多く見受けられるため、防護柵等による被害防除及び農作物の残渣・放置果樹等誘引物管理の重要性のさらなる周知が必要である。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>獣害対策支援センターにGPSを使用したニホンザル生息状況調査業務、放任果樹管理業務、ニホンジカ生息状況被害調査業務を委託し、効果的な防除効果を上げている。</p>	<p>鳥獣の生息状況を精査したデータを猟友会及び実施隊に情報共有し捕獲の向上を図る。</p>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の

導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

サル追払い隊の活動による動物駆逐煙火とエアージェンで被害が減少してきたが、吉田個体群と西桂個体群が重なる富士見地区付近において出没が増加傾向にあるため、協議会では、業務委託している獣害対策支援センターに引き続きスマホやパソコンによるサルの生息状況が分かるアニマルマップを活用し、被害の減少を図り、動物駆逐用煙火及びエアージェン取り扱い講習会を開催し、住民にエアージェンの貸し出しをしつつ、実施隊や追払い隊による活動で対応していく。

柿等の放任果樹がサルやツキノワグマのエサとなり集落に誘引する一因となっているため、獣害対策支援センターへの業務委託により放任果樹の除去及び管理を行う。

獣害対策支援センターによるニホンザル及びニホンジカの生息状況調査を実施し、出没時期や場所、被害状況及び群れの頭数等を出来るだけ把握し、マップ等を作成することで被害原因を特定し被害状況に即した情報を基に、追払い隊や実施隊と協議し対応を図る。また、ICT機器を活用した捕獲を実施隊と協議し対応を図る。

防護柵等設置費用への助成を通じて、農家や家庭菜園を行う市民に対して被害防除及び農作物の残渣・放置果樹等誘引物管理の重要性の周知を図る。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成25年5月に「富士吉田市鳥獣被害対策実施隊」を設置。実施隊は市長の要請により隊長が隊員を招集し、対象鳥獣の捕獲等を行う。実施隊員は、①農林課長及び市の職員のうちから市長が指名する者、②被害防止計画に基づく被害防止施策への積極的な参加が見込まれる者(非常勤職員)のうちから市長が任命する者からなり、対象鳥獣捕獲員については、実施隊員であって、狩猟免許を受け、かつ、狩猟事故に係る損害賠償能力を有している者のうちから、市長が指名又は任命する。実施隊にあっては、

実施隊の業務を統括する隊長（農林課長）と副隊長が置かれ、出動にあたっては、隊長が隊員の編成を行い、隊員は隊長の指揮の下に組織的に活動を行う。令和7年5月任期満了に伴う実施隊員の更新を行った。

ニホンザル・イノシシ・ニホンジカは、鳥獣保護管理事業計画及び特定鳥獣管理計画に則り捕獲目標頭数を調整し、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項に規定する「特定鳥獣の数の調整の目的」での捕獲を実施する。

ハクビシン・タヌキ・アナグマについては、近年において、農作物被害報告が増加傾向であるため、「有害鳥獣捕獲」により捕獲活動を進めていく。

アライグマについては、山梨県アライグマ防除実施計画に基づき、捕獲・駆除を行なう。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 から 令和10年度	ニホンザル	新規狩猟免許取得者等への助成金制度について、ホームページ等で周知し、担い手の確保を図る。 サル追払い隊の増員を図るため、動物駆逐煙火講習の支援やエアークンの貸出を行う。
	ニホンジカ イノシシ	新規狩猟免許取得者等への助成金制度について、ホームページ等で周知し、担い手の確保を図る。 くくりワナの増設により、捕獲活動を充実させる。
	ハクビシン アライグマ タヌキ アナグマ	新規狩猟免許取得者等への助成金制度について、ホームページ等で周知し、担い手の確保を図る。 箱ワナの増設により、捕獲活動を充実させる。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入

する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
捕獲鳥獣	捕獲実績		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニホンザル	0頭	0頭	5頭
イノシシ	6頭	35頭	36頭
ニホンジカ	97頭	110頭	117頭
ハクビシン	6頭	3頭	10頭
アライグマ	0頭	7頭	7頭
ツキノワグマ	1頭	0頭	1頭
タヌキ	2頭	3頭	5頭
アナグマ	6頭	1頭	4頭

ニホンザルについては、吉田個体群、西桂個体群の生息が確認されている。サル追払い隊による動物駆逐煙火とエアージェットを用いた組織的な追払いと併せ、山梨県第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画に基づき計画頭数を設定した。

イノシシについては、耕作地周辺生息数の極小化と被害状況等の関係を勘案し、山梨県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画に基づき捕獲計画数を設定した。

ニホンジカについては、個体数抑制に効果的なメスジカの捕獲を優先し、被害状況等の関係を勘案し、山梨県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に基づき捕獲計画数を設定した。

ハクビシンについては、目撃情報と被害状況を踏まえ捕獲計画数を設定した。過去の捕獲実績

アライグマについては、令和2年度に10頭の捕獲実績があり、繁殖防止を考慮し山梨県アライグマ防除実績計画に基づき設定した。

ツキノワグマについては、人身被害が懸念される場合において必要最小限の捕獲数設定とし、捕獲後は基本的に放獣実施、状況によっては駆除の実施を検討する。

タヌキについては、目撃情報（数件）と被害状況を踏まえ設定した。

アナグマについては、目撃情報と被害状況を踏まえ設定した。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル	20	20	20

イノシシ	30	30	30
ニホンジカ	90	90	90
ハクビシン	10	10	10
アライグマ	※	※	※
ツキノワグマ	0	0	0
タヌキ	5	5	5
アナグマ	10	10	10

※野生での繁殖防止のため被害箇所・目撃箇所周辺での徹底した捕獲の実施。

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>ニホンザルについては、サル追払い隊によるエアガンや動物駆逐用煙火を用いた追払いと並行して、個体数調整のため加害個体の捕獲を通年実施する。市北部の上暮地地区周辺から市西部の旭・新倉地区の山林において、銃器及び箱ワナを併用し、捕獲を行う。</p> <p>イノシシについては、個体数調整として被害発生が予想される春先の新芽の頃や、秋口の収穫期を重点的に、市内全域の農地周辺の山林内を中心とし、効果的な捕獲を行うため、銃器及びくくりワナ、箱ワナを使用した捕獲を通年実施する。</p> <p>ニホンジカについては、個体数調整として被害発生が予想される播種期、田植後及び収穫期を重点的に、市内全域の農地周辺の山林内を中心とし、効果的な捕獲を行うため、銃器及びくくりワナを使用した捕獲を通年実施する。</p> <p>ハクビシン、タヌキ、アナグマについては、被害発生の都度、発生箇所周辺で箱ワナによる有害捕獲を実施する。</p> <p>アライグマについては、被害発生箇所周辺で複数の箱ワナを設置し、効率的に捕獲していく。</p> <p>ツキノワグマについては、行動が広範囲に及ぶため、目撃情報、現地調査を基に捕獲が必要か猟友会を含め検討し、必要と判断した際には、捕獲檻設置により捕獲する。捕獲後は、個体の状況により駆除または放獣を実施する。緊急を要する場合には、猟友会と連携し銃器による捕獲の実施を検討する。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ニホンジカ、イノシシ等大型獣の捕獲の際に、状況に応じて射程距

離が長く命中精度の高いライフル銃を使用することで遠距離からの捕獲が可能となり捕獲効率が向上し、また、半矢を防ぐことから、ライフル銃による捕獲を通年で許可の範囲内の場所において行う。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
富士吉田市	ハクビシン、タヌキ、アナグマ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ	イザナス入り 防止ネット 3,000m	イザナス入り 防止ネット 3,000m	イザナス入り 防止ネット 3,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ	防止ネットについては、施工した地元の方々に管理も依頼。 寿地区の既存電	防止ネットについては、施工した地元の方々に管理も依頼。 寿地区の既存電	防止ネットについては、施工した地元の方々に管理も依頼。 寿地区の既存電

	<p>気柵については、維持管理を市が業者に依頼。 サル追払い隊に対し、エアガンおよび動物駆逐用煙火の取扱い講習会を実施し、地域住民による迅速な追払いを支援する。また、獣害対策支援センターにサルの追払いパトロール、サルの生息状況調査業務を委託し、効果的な防除を図る。</p>	<p>気柵については、維持管理を市が業者に依頼。 サル追払い隊に対し、エアガンおよび動物駆逐用煙火の取扱い講習会を実施し、地域住民による迅速な追払いを支援する。また、獣害対策支援センターにサルの追払いパトロール、サルの生息状況調査業務を委託し、効果的な防除を図る。</p>	<p>気柵については、維持管理を市が業者に依頼。 サル追払い隊に対し、エアガンおよび動物駆逐用煙火の取扱い講習会を実施し、地域住民による迅速な追払いを支援する。また、獣害対策支援センターにサルの追払いパトロール、サルの生息状況調査業務を委託し、効果的な防除を図る。</p>
--	--	--	--

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度	ニホンザル ツキノワグマ	柿等の放任果樹がサルやツキノワグマのエサとなり集落に誘引する一因となっているため、獣害対策支援センターへの業務委託により放任果樹の除去及び管理を行う。
9年度	ニホンザル ツキノワグマ	柿等の放任果樹がサルやツキノワグマのエサとなり集落に誘引する一因となっているため、獣害対策支援センターへの業務委託により放任果樹の除去及び管理を行う。
10年度	ニホンザル ツキノワグマ	柿等の放任果樹がサルやツキノワグマのエサとなり集落に誘引する一因となっているため、獣害対策支援センターへの業務委託により放任果樹の除去及び管理を行う。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

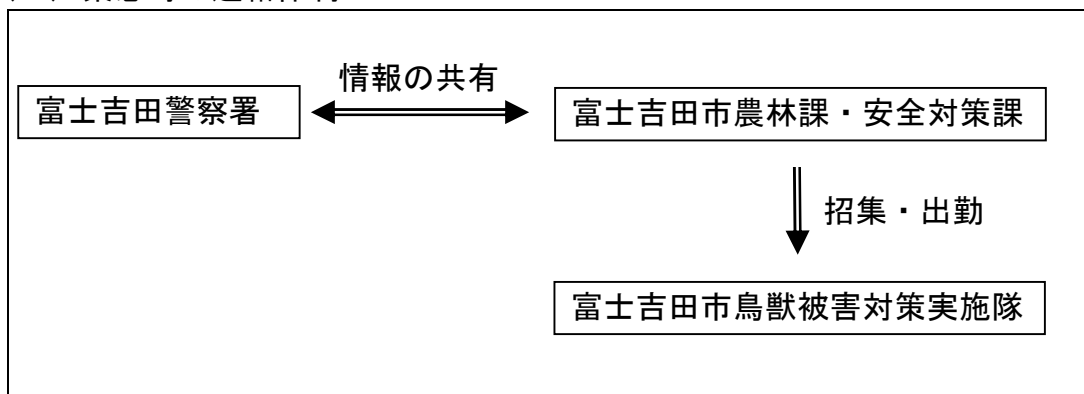
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
富士吉田市農林課	計画全体の総括 被害状況等の取りまとめ パトロールの強化 関係機関との調整
富士吉田市安全対策課	情報の収集 住民の避難等安全対策
富士吉田警察署	情報の共有 住民の避難等安全対策 パトロールの強化
富士吉田市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲・処分 パトロールの強化

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ニホンザル、イノシシ、ニホンジカについては埋却処理。
 ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマについては埋却処分及び焼却処理。
 ニホンジカ・イノシシについては上記に加え、令和6年7月に設置した「富士吉田市立富士山ジビエセンター（通称DEAR DEER（ディアディア））」で受入れることで、富士吉田市周辺で捕獲された野生鳥獣等を利活

用し、新たな地場産品の創出等により地域の活性化を図るとともに野生鳥獣による農林業被害を抑制する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	富士山ジビエセンターにてソーセージに加工。 直売、卸売、オンラインショップにて販売。 今後はふるさと納税返礼品を予定。 生鮮食品としての利用は今後の検討課題とする。
ペットフード	富士山ジビエセンターにてペットフード（ジャーキー）に加工。 直売、卸売、オンラインショップでの販売。 また、ふるさと納税返礼品に活用。
皮革	今後の検討課題とする。
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	今後の検討課題とする。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

<p>【直近の処理頭数（令和6年度）】 ニホンジカ：135頭、イノシシ：14頭 ※富士吉田市近隣市町村での捕獲個体も受け入れているため、当市の捕獲頭数を上回っている。</p> <p>【年間処理計画頭数】 令和8年度年間処理計画頭数を200頭とし、以降も順次処理頭数の増加を図る。</p> <p>【運営体制】 開設より指定管理制度を導入し、指定管理者・株式会社ふじよしだまちづくり公社による管理運営を行っている。</p> <p>【安全性の確保に関する取り組み】 トレーサビリティシステムによる捕獲から製品化、販売まで記録。金属検知器を用いた銃弾片の検出・除去を実施。令和7年度に国産ジビエ認証を取得。</p>

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品

等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

富士山ジビエセンターへ捕獲鳥獣を搬入する狩猟者向けの衛生管理講習を実施し、安全なジビエの提供及びジビエの利用率向上を図る。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	富士吉田市鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
富士吉田市農林課	計画全体の総括 被害状況等の取りまとめ 協議会事務局
富士吉田市農業委員会	農業者からの意見集約
富士・東部農務事務所	農業分野に関する技術的指導・助言
富士・東部林務環境事務所	林業分野に関する技術的指導・助言
富士吉田警察署	銃器等の許可に関すること
富士吉田市安全対策課	注意喚起のための防災無線による対応
富士五湖猟友会	狩猟に関すること、有害鳥獣捕獲の実施
鳥獣保護員	捕獲に関する指導、助言
J Aクレイン吉田支店	対象地域を巡回し情報提供
鳥獣害防止技術指導員	有害鳥獣関連の情報提供
富士吉田市鳥獣被害対策実施隊	鳥獣の被害防止・捕獲等に関すること

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山梨県富士山科学研究所	被害対策方法等に関する助言
山梨県総合農業技術センター	被害対策に関する総合的な助言
一般社団法人獣害対策支援センター	有害鳥獣関連の情報提供、追払い

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等が

あれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年度に「富士吉田市鳥獣被害対策実施隊」を設置し、市内における鳥獣の被害防止・捕獲等に関する取組を推進している。また、令和7年5月には、任期満了に伴う実施隊員の更新等を行った。

隊員は、①富士吉田市農林課長及び市の職員のうちから市長が指名する者、②本計画に基づく被害防止施策への積極的な参加が見込まれる者のうちから市長が任命する者をもって充て、このうち、狩猟免許を受け、かつ、狩猟事故に係る損害賠償能力を有している者の中から、対象鳥獣捕獲員を市長が指名又は任命する。

実施隊は、富士吉田市農林課長を隊長とし、富士五湖猟友会所属の狩猟免許取得者37名で構成されている。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

協議会において随時検討し、被害防止に有効であると認められるものについては、積極的に活用を検討していく。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。